

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 かにかご漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 10トン以下
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北1号）84度（真方位による。以下同じ。）の線から銚子市地先に至る間の共同漁業権漁場であって、当該共同漁業権の漁業権者の同意を得ている海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	1隻
館山市洲崎灯台214度の線以西の千葉県海面	〃	1隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年7月19日から8月18日まで